

国民健康保険の届出

就職・退職したときは忘れずに

職場の健康保険・後期高齢者医療制度に加入している方を除いて、江東区に住んでいる方は原則国民健康保険に加入しなければなりません。

次に該当する方は、国民健康保険の加入対象となります。

- 事業所を退職した後、他の健康保険に加入していない方
- 他の健康保険の被扶養者となっていないパートタイマー・アルバイトの方で、その会社の健康保険に加入していない方
- 個人経営の事業主とそこにお勤めの方で、他の健康保険に加入していない方

※社会保険強制適用事業所(株式会社・有限会社・財団法人等)にお勤めの方は、国民健康保険への加入はできません。

就職や扶養認定で職場の健康保険に加入したときは、国民健康保険をやめる届出が必要です。お勤め先の会社が届出を代行することはありません。

加入・喪失の届出は、14日以内に行ってください。届出が遅れると、期間をさかのぼって保険料を支払うことになったり、誤って使ってしまった分の医療費を返還することになったりしますので、ご注意ください。

国民健康保険料を改定 保険料納入通知書は6月中旬に発送

国民健康保険料は、基礎賦課分(医療分)、後期高齢者支援金等分(支援金分)を、40歳～64歳の方はさらに介護納付金分(介護分)を合わせて算出します。それぞれの平成27年度の保険料率等が、下表のとおり改定されました。

なお、納付方法は普通徴収と特別徴収の2種類です。

「普通徴収」年間保険料額を、6月期～平成28年3月期までの10回に割り振り、納付書または口座振替等で納めていただきます。「特別徴収」年金から保険料を差し引く納付方法です。4・6・8月に仮徴収(※)として納めていただいた後、10月から本徴収が始まります。本徴収は年間保険料額から仮徴収額を除いた残額を、10・12・2月に割り振ります。

※現在すでに特別徴収の方は、平成27年2月に年金から納めた額と同額を仮徴収として納めていただきます。

平成26年4月以降に65歳になった方や転入した方等で新たに対象となる方は、平成26年度の基礎賦課分と後期高齢者支援金

特別徴収が始まる方へ

(年金からの差し引き)

特別徴収(年金からの差し引き)が4月、6月から始まる方あて仮徴収額通知書を4月中にお送りします。

なお、引き続き年金から差し引きされる方の4月と6月の保険料は2月と同額になります。

平成27年度の保険料額は6月中旬に通知

今回送付する通知は、前年度等分を合わせた年間保険料のおおむね6分の1の額を仮徴収として納めていただきます。対象の方には事前に仮徴収額決定通知書をお送りします。

介護保険料の仮徴収額通知書を送付

特別徴収(年金からの差し引き)の区民税の情報をもとに仮計算したものです。平成27年度の区民税が決まる6月に改めて再計算を行い、6月中旬に65歳以上の被保険者全員に「平成27年度介護保険料額決定通知書」をお送りします。

平成27年度の保険料額は6月中旬に通知

介護保険は、皆さんの納める保険料で支えられています。納

が減額されます。平成27年度は減額基準が変更されました。均等割額減額基準、納付方法、非自発的失業者の軽減措置などの詳細は、国保加入世帯に今

非自発的失業者の方の保険料を届け出により軽減

企業の倒産やリストラなど、本人の意思なく失業された国保加入者の保険料の負担軽減のため、前年の給与所得を100分の30として保険料を算定する軽減措置を行います。

〔入〕雇用保険受給資格者証の理由コードが「特定受給資格者11、12、21、22、31、32」「特定理由離職者123、33、34」で離職時の年齢が65歳未満の方

保険料の均等割額の減額基準の変更

前年中の総所得金額等が基準以下の方に対して、保険料の均等割額の7割、5割または2割

保険料の計算のしかた等

1. 年間所得額を算出し、世帯分を合算

$$\text{年間所得額 (a)} = \text{国保加入者の所得 (収入 - 必要経費)} - \text{基礎控除額 33万円}$$

加入者全員の(a)の合算額=(A)、40～64歳の加入者全員の(a)の合算額=(B)

2. 次のそれぞれにつき、保険料を算出

基礎賦課分(医療分)	(A) × 0.0645 + 33,900円 × 世帯の国保加入者数	=	年間医療分 (52万円を限度) (C)
後期高齢者支援金等分	(A) × 0.0198 + 10,800円 × 世帯の国保加入者数	=	年間支援金分 (17万円を限度) (D)
介護納付金分	(B) × 0.0148 + 14,700円 × 世帯の40～64歳の国保加入者数	=	年間介護分 (16万円を限度) (E)
	所得割額		均等割額

3. 上の[2]で算出した額を合計して、年間保険料を算出

$$\text{年間保険料} = \text{年間医療分 (C)} + \text{年間支援金分 (D)} + \text{年間介護分 (E)} = \text{年間保険料 (85万円を限度)}$$

付方法は2つありますが、納め方を本人の希望により選ぶことはできません。

「特別徴収」

年金差し引きで納めていただく方法で、老齢・退職年金および遺族年金等を年額18万円以上受給されている方は、こちらの方法になります。

「普通徴収」

65歳になったばかりの方、他の区市町村から転入された方等、特別徴収の対象にならない方が、特別徴収の準備が整うまでの間、納付書や口座振替により納めていただく方法です。

保険料の支払い方法

介護保険は、皆さんの納める保険料で支えられています。納

保険料の支払いが困難な方はご相談を

保険料を滞納していると、その期間に応じて、介護サービスを利用する際に、利用者負担が3割に引き上げられるなどの措置がとられる場合があります。保険料を分割してお支払いいただく等の方法もありますので、ご相談ください。

徴収嘱託員の訪問・コールセンターからのお知らせ

徴収嘱託員が保険料未納世帯を直接訪問します。平日のほか、

土・日曜、祝日にも保険料の徴収に伺います(嘱託員は、身分証を携帯しています)。

外出が困難な方等で訪問をご希望される方は、介護保険課までご連絡ください。また、コールセンターから電話による未納のお知らせも行っています。

介護保険課資格係

☎(3647)9493



みどりのカーテン育て方講習会 省エネ・温暖化ストップに役立てよう

本講習会を受講済みの方向けと初めて受講する方向けに、分けて実施します。参加者にはゴーヤ苗を1人2株、無料で配付します。また、9月にみどりのカーテンコンテストを開催する予定です。

時①4月29日(水・祝)②5月3日(日・祝)③5月9日(土)

※いずれも午前11時～正午(受講済みの方対象)、午後1時～4時(初めての方対象)場①えここつくる江東研修室(潮見1-29-17)②江東区文化センター大研修室(東陽4-11-3)③総合区民センター第5会議室(大島4-5-1)

〔入〕小学生以上(小学生は保護者同伴)の方、受講済みの方各20人・初めての方各30人(申込順、事業所の申込可)費無料

〔内〕栽培や設置方法の講習(3

日とも同一内容)師石井匡志(樹木医)、岩崎寛(千葉大学大学院准教授)、江東エコリーダの会

〔注意〕共同住宅のベランダ等に植栽を設置する場合、管理組合等の承諾が必要となります。事前に手続きをしてください。設置にあたっては、落下や飛散の防止、避難路の確保等の安全対策をとってください。土はごみとして廃棄できません。継続して栽培する等責任を持つて始めてください。参加された方のみどりのカーテンの生育状況などを区報やホームページで紹介する場合があります。

〔申〕4月5日(日)午前9時からえここつくる江東へ電話または窓口で

☎(3644)7130